

令和8年6月2日

保護者の皆様へ

愛知県立刈谷高等学校
校長 有賀 洋之

「台風等異常気象時の対応」について

令和8年5月29日（金）より、気象庁による新しい防災気象情報の運用が開始されました。このことに伴い、下記の通り対応をさせていただきますので、御承知おきください。

なお、生徒手帳に「台風等における対応」が記載されていますが、変更前の記載となりますので、お間違えのないようにご注意ください。

1 名古屋地方気象台から「暴風(雪)警報」が発表された場合 ※「4 その他(1)」参照

(1) 登校以前に発表された場合

ア 登校してはならない（登校途中で警報が出たことを知ったときは直ちに帰宅する）。

イ 午前6時までに解除された場合 → 平常通り授業を行う。

※ この場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。

ウ 午前6時に解除されない場合は、その日の授業は行わない。

(2) 登校後に発表された場合

ア 授業を中止し、生命・安全の確保が確認された後に下校する（交通機関途絶等により学校で待機することがある）。

イ 放送・担任による指示を静かに聞く。

ウ 避難場所へ避難するときは冷静に行動し、危険防止に十分注意する。

2 名古屋地方気象台から「特別警報(暴風・大雪・暴風雪・波浪)」が発表された場合

※「4 その他(1)」参照

(1) 登校以前に発表された場合

ア 授業をおこなわず、休業にする（登校してはならない。登校途中で警報が出たことを知ったときは直ちに帰宅する）。

イ 特別警報がその日（午前0時以降）のうちに解除された場合も、授業は行わない。

ウ 解除後の授業の開始については、学校（ホームページ及びびきずなネット等）から伝える。

※ この場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてもよい。

(2) 登校後に発表された場合

ア 即刻授業を中止し、原則学校で待機する。

※ 特別警報解除後、不通になった交通機関の再開、保護者の迎え等の確認ができるまでは、学校で待機する等適切に対応する。

イ 校内に残留し、校内外の避難場所へ避難するときは、放送などの指示に従って冷静に行動し、危険防止に十分注意する。

3 「防災気象情報『大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮』が発表された場合(新設)

種類	登校以前に発表された場合	登校後に発表された場合
レベル5「特別警報」	自宅待機 (対応は2(1)に準ずる)	校内待機 校内の高い場所または崖から離れた場所に移動
レベル4「危険警報」	自宅待機 (対応は1(1)に準ずる)	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者への引き渡し等
レベル3「警報」	平常授業	平常授業

4 その他

- 学校所在地である刈谷市に発令されている場合は、全員登校しない。
生徒個々の居住市町村に発令されている場合は、その市町村の生徒は登校しない。
通学路にあたる市町村に発令されている場合は、その市町村を通る生徒は登校しない。
- いずれの場合も、家人・近隣の本校生徒の事故や自宅家屋に大きな被害があったときは、警報解除後できるかぎり早く学校に連絡する。
- 愛知県予報区は以下の通りである。

市町村をまとめた地域の名称		市町村発表地区名	
愛知県	尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市	
	尾張西部	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、豊山町、大口町、扶桑町、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村	
	知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	
	西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	
	西三河北西部	豊田市西部(豊田市東部を除く)、みよし市	
	東部	西三河北東部	豊田市東部(旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管轄内に限る)
		東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
		東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市